

2 民間給与関係資料

令和 8 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、府の一般職の職員の給与を検討するため、令和 8 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

京都府人事委員会、人事院及び京都市人事委員会等

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の府内の民間事業所 879 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職に相当する職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を地域、産業、規模等によって 22 層に層化し、これらの層から 200 事業所を無作為に抽出（層化無作為抽出法）し、調査を行った。

調査の完結した事業所は第 13 表その 1 のとおりである。

イ 従業員の抽出

調査対象は、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者とし、臨時の者及び役員等を除外して抽出した。

これらの従業員数は第 13 表その 2 のとおりである。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、得られた調査結果を上記(3)のアに示す母集団に復元して行った。

第13表 職種別民間給与実態調査の対象

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模	規 模 計		
			500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計	事業所	事業所	事業所	事業所
	165	91	74	
	農業, 林業, 漁業、 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業	6	6	-
	製造業	69	33	36
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業, 郵便業	29	20	9
	卸売業, 小売業	13	8	5
	金融業, 保険業、 不動産業, 物品賃貸業	12	11	1
	教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	36	13	23

- (注) 1 上記のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3事業所、調査不能の事業所が32事業所あった。
- 2 調査対象事業所200事業所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した3事業所を除いた197事業所に占める調査完了事業所の割合（調査完了率）は83.8%である。

その2 産業別調査従業員数

産 業	項 目	調査対象 事業所の 従業員数	調 査 完 了 事 業 所			
			従業員数	調査対象 職種該当 従業員数	調査実人員	うち初任給 関係職種
産 業 計		人	人	人	人	人
	163,510	37,811	20,057	11,932	807	
	農業, 林業, 漁業、 鉱業, 採石業, 砂利採取業、建設業	2,008	662	308	270	8
	製造業	69,276	19,991	11,481	6,299	431
	電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業, 郵便業	17,989	4,545	1,355	1,090	101
	卸売業, 小売業	8,424	2,028	988	835	74
	金融業, 保険業、 不動産業, 物品賃貸業	6,213	1,999	907	723	31
	教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	59,600	8,586	5,018	2,715	162

第14表 民間における学歴別、企業規模別初任給（事務・技術関係職種）

学 歴 (新規学卒者)	規 模 計	初任給	
		500人以上	100人以上 500人未満
	円	円	円
大 学 卒	270,300	284,282	242,035
短 大 卒	216,328	242,907	208,923
高 校 卒	212,906	219,500	204,757

（注） 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第15表 民間における初任給の改定状況

学 歴 企 業 規 模 項 目		新 規 学 卒 者 の 採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計	% 39.5	% (73.1)	% (26.9)	% －	% 60.5
	500人以上	40.5	(82.9)	(17.1)	－	59.5
	100人以上500人未満	38.6	(63.4)	(36.6)	－	61.4
高 校 卒	規 模 計	12.8	(87.9)	(12.1)	－	87.2
	500人以上	10.4	(100.0)	－	－	89.6
	100人以上500人未満	15.1	(79.9)	(20.1)	－	84.9

（注） （ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100%とした割合である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第16表 民間におけるベース改定の状況

項 目		ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
役職 段階	企業規模				
係 員	規模計	% 67.9	% 1.8	% －	% 30.3
	500人以上	87.2	0.9	－	11.9
	100人以上 500人未満	48.1	2.7	－	49.2
	規模計	60.8	3.1	－	36.1
課長級	500人以上	77.4	1.0	－	21.6
	100人以上 500人未満	44.4	5.2	－	50.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第17表 民間における定期昇給の実施状況

役職 段階		項 目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施	定期昇給額・率は昨年に比べて			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
					定期昇給額・率は昨年に比べて				
					増 額	減 額	変化なし		
係 員	企業規模								
	規模計	%	%	%	%	%	%	%	
		94.5	94.5 (100.0)	36.7 (38.8)	6.4 (6.8)	51.4 (54.4)	- (0.0)	5.5	
		500人以上	96.1	96.1 (100.0)	36.0 (37.4)	6.8 (7.0)	53.4 (55.5)	- (0.0)	3.9
	100人以上 500人未満	92.8	92.8 (100.0)	37.5 (40.4)	6.0 (6.5)	49.3 (53.1)	- (0.0)	7.2	
課長級	規模計								
		87.1	87.1 (100.0)	32.5 (37.4)	5.1 (5.9)	49.4 (56.7)	- (0.0)	12.9	
		500人以上	86.7	86.7 (100.0)	28.4 (32.7)	5.3 (6.1)	53.1 (61.2)	- (0.0)	13.3
		100人以上 500人未満	87.5	87.5 (100.0)	37.0 (42.3)	5.0 (5.7)	45.5 (52.0)	- (0.0)	12.5

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、定期昇給制度がある事業所を100%とした割合である。
 なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第18表 企業規模別、職種別、年齢階層別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種（事務・技術関係職種）

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
支 店 長 工 場 長	人 31	歳 53.1	円 755,001	人 25	歳 53.6	円 818,750	人 6	歳 51.0	円 538,768
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	-	/	-	-	/	-	-	/	-
36～39	-	/	-	-	/	-	-	/	-
40～43	*	/	*	-	/	-	*	/	*
44～47	-	/	-	-	/	-	-	/	-
48～51	6	/	671,581	5	/	693,031	*	/	*
52～55	17	/	816,944	14	/	872,291	3	/	607,264
56～59	6	/	730,324	5	/	831,706	*	/	*
60～	*	/	*	*	/	*	-	/	-
大学卒	21	53.1	824,905	19	53.4	852,499	2	50.5	624,137
短大卒	5	51.7	529,737	2	53.0	650,332	3	51.0	465,528
高校卒	5	54.0	721,692	4	54.6	763,381	*	*	*
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事 務 部 長 技 術 部 長	582	52.5	731,995	445	52.4	764,860	137	52.9	618,623
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	-	/	-	-	/	-	-	/	-
36～39	8	/	705,787	7	/	719,616	*	/	*
40～43	19	/	664,218	14	/	691,095	5	/	560,326
44～47	58	/	707,639	43	/	745,620	15	/	580,701
48～51	123	/	745,272	97	/	781,424	26	/	600,181
52～55	163	/	730,142	118	/	766,480	45	/	634,269
56～59	192	/	739,135	154	/	764,893	38	/	627,045
60～	19	/	776,934	12	/	872,418	7	/	669,977
大学卒	452	52.2	752,760	357	52.1	783,183	95	52.4	628,103
短大卒	69	53.9	662,142	47	53.5	687,469	22	54.5	612,221
高校卒	60	53.8	643,340	40	53.9	674,807	20	53.7	581,256
中学卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-
事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	240	51.9	659,466	166	52.0	744,840	74	51.8	535,399
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	-	/	-	-	/	-	-	/	-
32～35	-	/	-	-	/	-	-	/	-
36～39	7	/	702,346	5	/	849,532	2	/	579,555
40～43	11	/	639,729	6	/	733,416	5	/	579,334
44～47	38	/	631,420	30	/	694,206	8	/	485,081
48～51	51	/	647,809	31	/	727,446	20	/	563,382
52～55	66	/	674,213	47	/	772,948	19	/	515,189
56～59	58	/	681,167	42	/	761,359	16	/	537,622
60～	9	/	599,190	5	/	703,446	4	/	507,297
大学卒	173	51.7	690,500	135	52.1	743,887	38	50.6	562,018
短大卒	33	51.7	579,417	14	49.0	804,759	19	52.5	510,906
高校卒	33	53.0	584,074	16	52.5	705,758	17	53.4	505,860
中学卒	*	*	*	*	*	*	-	-	-
事 務 課 長 技 術 課 長	1,256	49.5	592,077	908	49.9	623,300	348	48.4	504,613
～19 歳	-	/	-	-	/	-	-	/	-
20～23	-	/	-	-	/	-	-	/	-
24～27	-	/	-	-	/	-	-	/	-
28～31	2	/	410,819	-	/	-	2	/	410,819
32～35	12	/	474,865	6	/	483,216	6	/	467,614
36～39	75	/	540,949	52	/	565,658	23	/	475,563
40～43	146	/	565,917	93	/	611,445	53	/	485,532
44～47	233	/	584,441	159	/	617,563	74	/	504,971
48～51	262	/	600,084	192	/	633,464	70	/	509,327
52～55	284	/	602,166	218	/	627,249	66	/	509,777
56～59	214	/	618,362	175	/	640,040	39	/	507,856
60～	28	/	622,383	13	/	660,864	15	/	595,703
大学卒	913	49.0	611,724	675	49.4	642,495	238	47.5	518,336
短大卒	164	50.3	525,018	105	50.5	558,018	59	49.9	465,499
高校卒	176	51.7	556,120	126	52.0	578,853	50	50.8	490,000
中学卒	3	45.4	460,137	2	49.8	521,100	*	*	*

企業規模 項目 職種名	規 模 計			500人以上			100人以上500人未満		
	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額	調 査 実人員	平均 年齢	平 均 給与月額
事務課長代理 技術課長代理	人	歳	円	人	歳	円	人	歳	円
事務課長代理	520	48.2	497,278	440	48.9	503,136	80	45.2	471,266
技術課長代理	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28～31	3	-	362,422	3	-	362,422	-	-	-
32～35	16	-	417,271	10	-	419,597	6	-	415,500
36～39	48	-	461,159	38	-	473,780	10	-	429,288
40～43	87	-	486,324	69	-	489,477	18	-	477,659
44～47	93	-	514,214	78	-	526,796	15	-	458,881
48～51	96	-	524,008	83	-	526,468	13	-	509,953
52～55	83	-	508,566	73	-	510,690	10	-	494,579
56～59	89	-	487,969	81	-	486,886	8	-	497,762
60～	5	-	447,476	5	-	447,476	-	-	-
大学卒	403	47.6	506,306	344	48.4	512,029	59	43.6	479,062
短大卒	53	51.0	441,286	45	50.5	443,423	8	53.1	431,498
高校卒	64	50.3	479,441	51	51.1	487,498	13	48.2	456,893
中学卒	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事務係長 技術係長	1,363	45.8	451,890	1,003	46.1	471,085	360	45.0	379,542
事務係長	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術係長	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	2	-	282,661	2	-	282,661	-	-	-
28～31	31	-	379,395	22	-	399,430	9	-	315,975
32～35	103	-	406,042	80	-	421,866	23	-	329,571
36～39	181	-	430,950	124	-	451,902	57	-	370,083
40～43	236	-	456,114	169	-	478,573	67	-	380,741
44～47	213	-	459,862	154	-	483,044	59	-	382,179
48～51	222	-	467,420	153	-	491,272	69	-	396,957
52～55	217	-	459,471	170	-	473,961	47	-	394,464
56～59	147	-	477,476	120	-	489,993	27	-	380,855
60～	11	-	374,832	9	-	353,771	2	-	462,605
大学卒	931	44.4	459,584	698	44.7	476,828	233	43.1	384,687
短大卒	224	48.3	411,913	130	48.7	439,542	94	47.6	368,845
高校卒	205	51.1	450,847	173	51.2	463,820	32	50.6	372,240
中学卒	3	53.7	535,890	2	55.3	604,445	*	*	*
事務主任 技術主任	1,434	45.1	408,930	987	46.2	427,079	447	41.8	351,698
事務主任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術主任	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～23	-	-	-	-	-	-	-	-	-
24～27	46	-	298,825	24	-	303,652	22	-	292,717
28～31	146	-	340,085	106	-	350,309	40	-	309,991
32～35	180	-	361,340	110	-	372,129	70	-	343,986
36～39	179	-	386,523	110	-	407,781	69	-	351,210
40～43	181	-	403,349	125	-	420,445	56	-	353,591
44～47	151	-	419,231	100	-	439,272	51	-	366,030
48～51	189	-	417,766	133	-	435,924	56	-	353,375
52～55	180	-	450,897	130	-	465,384	50	-	376,095
56～59	172	-	455,137	142	-	462,215	30	-	393,665
60～	10	-	364,136	7	-	353,338	3	-	397,286
大学卒	950	43.8	409,042	651	45.1	425,221	299	39.6	354,202
短大卒	238	48.4	392,822	148	49.7	417,104	90	45.9	346,975
高校卒	242	48.2	423,388	185	48.5	443,071	57	47.2	346,904
中学卒	4	46.5	412,702	3	49.4	438,731	*	*	*
事務係員 技術係員	4,062	38.6	358,215	2,544	38.6	377,607	1,518	38.6	316,769
事務係員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術係員	-	-	-	-	-	-	-	-	-
～19 歳	10	-	240,255	5	-	251,952	5	-	224,075
20～23	207	-	270,921	144	-	277,322	63	-	254,398
24～27	792	-	300,839	556	-	311,092	236	-	272,367
28～31	562	-	320,552	346	-	334,733	216	-	291,149
32～35	432	-	345,073	250	-	364,198	182	-	312,955
36～39	354	-	374,712	204	-	407,903	150	-	317,653
40～43	328	-	385,602	196	-	407,459	132	-	346,155
44～47	334	-	383,944	188	-	409,978	146	-	336,196
48～51	346	-	402,260	208	-	429,141	138	-	345,049
52～55	345	-	406,380	219	-	428,533	126	-	354,509
56～59	282	-	430,721	177	-	462,458	105	-	354,434
60～	70	-	420,496	51	-	439,567	19	-	343,305
大学卒	2,705	36.9	363,790	1,730	37.1	382,202	975	36.3	321,199
短大卒	624	41.6	340,292	350	40.7	358,992	274	43.0	313,707
高校卒	729	43.2	349,993	461	43.2	371,364	268	43.2	302,612
中学卒	4	45.4	393,845	3	47.1	413,415	*	*	*

- (注) 1 平均給与月額とは、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。(その2において同じ。)
- 2 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(その2において同じ。)
- 3 平均年齢及び平均給与月額は、得られた調査結果を調査対象事業所に勤務する調査対象職種該当従業員数に復元して算出した。(その2において同じ。)

(参考) 調査職種の該当要件

職 種		要 件
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 工 場 長	構成員50人以上の支店（社）・工場の長（取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長 技 術 部 長	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	事務部次長 技術部次長	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	事 務 課 長 技 術 課 長	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	事務課長代理 技術課長代理	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	事 務 係 長 技 術 係 長	係の長及び係長級専門職
	事 務 主 任 技 術 主 任	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	事 務 係 員 技 術 係 員	上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

(注) 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいい、「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

(参考) 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表	府 内 の 民 間 事 業 所	
	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所
10 級	部 長 等	
9 級		
8 級	課 長	部 長 等
7 級		
6 級	課 長 代 理	課 長
5 級		
4 級	係 長	課 長 代 理
3 級		係 長
2 級	主 任	主 任
1 級	係 員	係 員

(注) 部長等には、支店長・工場長、部次長を含む。

その2 給与比較の対象外職種（企業規模計）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	平均給与月額	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人 3	歳 33.3	円 257,056	見習及び外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	－	－	－	
	守 衛	－	－	－	
	用 務 員	52	46.0	268,515	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 部 長	37	58.1	830,289	
	大 学 教 授	173	57.2	718,002	
	大 学 准 教 授	124	46.4	588,333	
	大 学 講 師	56	44.2	454,016	
	大 学 助 教	41	40.9	397,901	
	高 等 学 校 校 長	2	62.0	779,799	
	高 等 学 校 教 頭	4	52.8	687,634	
	高 等 学 校 教 諭	45	44.3	570,736	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室(係)以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者
	研 究 部 （ 課 ） 長	39	48.5	678,579	
	研 究 室 （ 係 ） 長	41	43.4	538,020	
	主 任 研 究 員	61	41.3	458,910	
	研 究 員	106	33.3	363,178	
	研 究 補 助 員	20	32.5	347,045	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	11	55.5	1,292,179	
	医 科 長	48	52.1	1,123,456	
	医 師	58	35.3	696,236	
	歯 科 医 師	6	28.3	403,083	
	薬 局 長	4	50.0	502,194	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	65	33.9	312,470	
	診 療 放 射 線 技 師	73	32.2	317,537	
	臨 床 検 査 技 師	84	37.2	315,862	
	栄 養 士	41	34.1	281,900	
	理 学 療 法 士	105	32.8	318,016	
	作 業 療 法 士	45	30.3	267,728	
	総 看 護 師 長	4	54.9	499,551	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師 長	54	52.9	516,810	
	看 護 師	203	35.7	338,564	
	准 看 護 師	30	45.0	323,021	

第19表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を 支給する	支給方法		転勤に伴い 手当等を 支給しない
	一時金	一時金以外	
87.3%	77.1%	70.8%	12.7%

- (注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

支給する	年間支給回数						支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
85.8%	(4.0%)	(44.5%)	(10.7%)	(32.5%)	(8.3%)	18.2回	14.2%

- (注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

部長級（非役員）		課長級		係員	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
51.1	48.9	52.6	47.4	55.1	44.9

（注） 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第21表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
	100.0%	64.2%	35.8%
			0.0%

（注） 1 定年制の有無を回答した事業所を100%とした割合である。
2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分 \ 項 目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
係 員	76.6%	53.5%	23.4%
課 長 級	76.6%	50.9%	23.4%

（注） 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。
（第23表において同じ。）
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100%とした割合である。
なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	係 員
80.7%	77.0%

（注） 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100%とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。